

## 作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定

水安全計画の策定の位置付けについて、基本的には原水の水質状況に応じて整備された浄水施設と適切な運転管理及び定期的な水質検査等によって清浄な水の供給が確保されています。

一方で、水道水の水質基準項目数に比べ、**常時監視可能なものは少なく、また、定期検査等のいわゆる手分析により結果を得る場合はそれなりの時間を費やすなどの限界**があります。

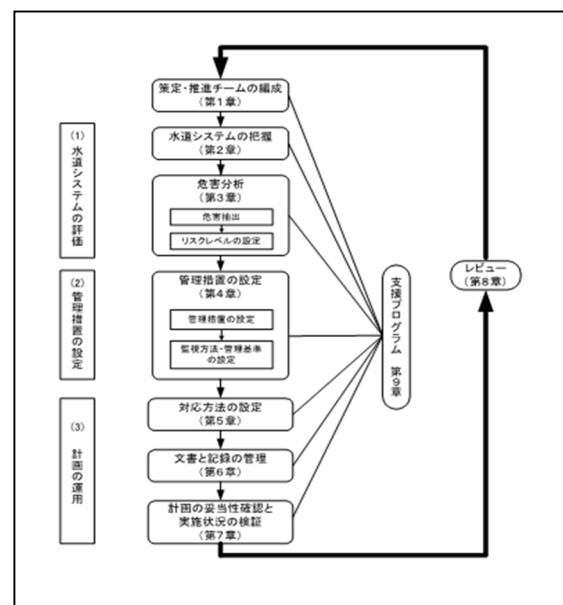
そこで、**日々供給している水の安全性を一層高いレベルで確保**するために、水源から給水栓に至る全ての段階で、危害を分析し、重要管理点での重点的かつ継続的に監視する HACCP 手法の考え方を踏まえた水道システム管理が有効です。

その具体的な目的として、**①原水水質の汚染をできるだけ少なくすること、②浄水処理過程で汚染物質を低減・除去すること、③配水、給水過程で水道水の汚染を防止すること**が挙げられます。

つまり、水安全計画は、水道システムの管理全体を体系化した総合的な**品質管理システム**です。

策定方法については、以下の流れになります。

- (1) 水安全計画策定・推進チームの編成
- (2) 水道システムの概要
- (3) 危害分析
- (4) 管理措置
- (5) 対応方法
- (6) 文書と記録の管理
- (7) 水安全計画の妥当性確認と実施状況の検証
- (8) レビュー
- (9) 支援プログラム



策定・推進チームは、まず、**水道システムの評価**として、水道システムの把握を行い、システム内に存在する危害原因事業の抽出及びそのリスクレベルの設定により危害分析を実施します。

次に、**管理措置の設定**として、各危害原因事業に対し管理措置並びに監視方法及び管理基準を設定する。この管理措置の設定が通常の運転管理の計画となります。

最後に、**計画の運用**として、水道システムの評価と管理措置の設定を含めた水安全系を PDCA サイクルに沿って運用していくために必要な対応や手続を定めます。つまり、管理基準を逸脱した場合や緊急時の対応の方法を設定するとともに、文書と記録の管理方法等を定めます。また、定期的実施状況を確認して計画の有効性を検証する必要、計画自体の定期的なレビューについても実施方法を定めます。策定にあたって、行き詰まった場合は食品・衛生課までご相談を。

### 【根拠文献】

- ・水安全計画策定ガイドライン